

2020年度

大学院文学研究科博士課程前期2年の課程入学試験

(秋期・社会人特別選抜) 問題

筆記試験 日本史 専攻分野

試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけない。

2020年度

大学院文学研究科博士課程前期2年の課程入学試験

(秋期・社会人特別選抜) 問題

筆記試験 (日本史 専攻分野)

左の第一問・第二問に解答せよ(第一問は一枚目、第二問は六〜八枚目にあるので注意すること)。

第二問

左の問一〜問四のうちから二問を選択し、それぞれ全題について解答せよ(各問ごとに二題選択ではないので注意すること)。

【注意事項】

解答用紙には、選択した問題番号を記入する欄が用意してあるので、そこに番号を明記すること。なお、解答用紙はそれぞれ二枚用意している。

問一 次の事項について説明せよ。

- (1) 蝦夷 (2) 日本古代の国家仏教
(3) 承平・天慶の乱

問二 次の事項について説明せよ。

- (1) 保元の乱 (2) 鎌倉府 (3) 塵芥集

問三 次の事項について説明せよ。

- (1) 慶安事件 (2) 同席触廻状 (3) 打ちこわし

問四 次の事項について説明せよ。

- (1) 寄生地主制 (2) 大正デモクラシー
(3) 大政翼賛会

2020年度

大学院文学研究科博士課程前期2年の課程入学試験

(秋期・社会人特別選抜) 問題

筆記試験 (日本史 専攻分野)

第二問 配布した史料について、次のことをせよ。

- (1) この文書において、指摘されている中国の情勢とは、どのようなものであったのが、具体的に説明せよ。
- (2) この文書において、当時の中国情勢に対して、日本政府はどのように対処しようとしていたのが、詳しく説明せよ。
- (3) この文書の第五項は、この文書を作成した新しい内閣が取ろうとしていた方針を明確に示したと言われている。どのような方針が、その特徴について、説明せよ。
- (4) この文書において、「満蒙」特に「東三省」に対して、日本政府はどのような対応を取るとしていたのが、説明せよ。
- (5) この文書において、第七項は「公表せサルコト」とされているが、なぜか、説明せよ。

【注意事項】

第二問の解答は、解答用紙5・6に記入すること。

第二問 史料(その一)

イ 對支政策綱領ニ関スル訓令。

東方會議ノ結果ニ付大臣發掘代理公使宛訓令左ノ如シ。

(昭和二年七月七日東京電令第一八五號並七月十一

日附未補正一機密令第六三六號)

東方會議ハ本大臣主筆ノ下ニ本省幹部、在支公使、在

上海、在漢口、在奉天各總領事並陸海軍、大藏、關東

廳、朝鮮總督府各代表者ヲ會シ、六月二十七日開會以

來支那時局並之レカ對策ニ関シ高意ヲモ意見ヲ聴取シ

外務省

P.V.M. 23 930

クル上、本七日、最終會議ニ於テ本大臣ヨリ對支政策

綱領トシテ左ノ通訓示セリ。

極東ノ平和ヲ確保シ日支共榮、實ヲ擧グルコト我對支

政策ノ根幹ナリトス。而テ之ヲ實行ノ方法ニ至テハ日

本、極東ニ在ケル特殊ノ地位ニ鑑ミ支那本土ト親善ト

ニ付自ラ趣ヲ與ニセサルヲ得ス。今此根本方針ニ基キ

當面ノ政策綱領ヲ示サンニ。

一、支那國內ニ於ケル政情ノ安定ト秩序ノ回復トハ現

外務省

P.V.M. 23 931

下ノ急務ナリト雖モ其ノ實現ハ支那國民自ラ之ニ當

ルコト最善ノ方法ナリ。

從テ支那ノ内亂政争ニ際シ一先一歩ニ備セス、專ラ

民意ヲ尊重シ苟モ存心開ノ離合集散ニ干渉スルヲ如

キハ最ニ避ケサルヘカラス。

一、支那ニ在ケル隱微分子ノ自覚ニ基ク正當ナル國民

的慾望ニ對シテハ禍胎ノ同情ヲ以テ其ノ同理的達成

ニ協力シ努メテ列國ト共同其ノ實現ヲ期セムトス。

外務省

P.V.M. 23 932

同時ニ支那ノ平和的經濟的發達ハ中外ノ均ニク期望

スル所ニシテ支那國民ノ努カト相俟テ列國ノ友好的

協力ヲ要ス。

三、叙上ノ目的ハ畢竟鞏固ナル中央政府ノ成立ニ依リ

初メテ達成スヘキモ現下ノ政情ヨリ察スレニ斯レ政

府ノ確立容易ナラサルヘキヲ以テ當分各地方ニ於ケ

ル總使ナル政權ト適宜接洽シ漸次全國統一ニ進ム、

氣遣ッ使ッノ外ナシ。

外務省

P.V.M. 23 933

四、從テ政局ノ推移ニ伴ヒ南北政權ノ對立又ハ各種地

方政權ノ聯立ヲ見ルカ如キコトアラムカ日本政府、

各政權ニ對スル態度ハ全然同様ナルヘキハ論議俟タ

ス。斯レ形勢ノ下ニ對外關係ニ共同ノ政府成立ノ氣

運起レニ於テハ其ノ所在地ノ如何ヲ問ハス日本ハ列

國ト共ニ之ヲ歡迎シ統一政府トシテノ發達ヲ助成ス

ルノ意圖ヲ明ニスヘシ。

五、此間支那ノ政情不安ニ乘シ在々ニシテ不逞分子ノ

外務省

P.V.M. 23 934

跳梁ニ因リ冷毎ヲ蒙リ不幸ナル國際事件ヲ惹起スル

ノ虞アルハ争フヘカラサル所ナリ。帝國政府ハ是等

不逞分子ノ鎮壓及秩序ノ維持ハ共ニ支那政權ノ取締

並國民ノ自覚ニ依リ實行セラレハコトヲ期待スト雖

支那ニ在ケル帝國ノ權利利益並在留邦人ノ生命財産

ニシテ不法ニ侵害セラレル虞アルニ本テハ必事ニ應

ジ斷ザトシテ自衛ノ措置ニ出テ之ヲ擁護スルノ外ナ

シ。

外務省

P.V.M. 23 935

第二問 史料 (その二)

7. 殊ニ日支関係ニ付捏造虚構ノ流説ニ基キ妄リニ排日排實ノ不法運動ヲ振スモノニ對シテハ其ノ激怒ヲ排餘スルハ勿論權利擁護ノ為進ムデ機宜ノ措置ヲ執ルヲ要ス。

六. 滿蒙殊ニ東ニ省地方ニ關シテハ國防上並國民の生存ノ關係上重大ナル利害關係ヲ有スルヲ以テ我邦トシテ特殊ノ考量ヲ要スルノミナラス同地方ノ平和維持經濟發展ニ依リ内安人安住ノ地ヲクシムルコトハ

外務省

P.V.M. 23 936

8. 海峽ノ隣邦トシテ特ニ責務ヲ感セサルヲ得ス。

然リ而シテ滿蒙南北ヲ通シテ均シク門戸開放機會均等ノ主義ニ依リ内外人ノ經濟的活動ヲ促スコト同地方ノ平和切實發展ヲ達シテハシムル所以ニシテ我邦既得權益ノ擁護乃至懸案ノ解決ニ關シテモ亦右ノ方針ニ則リ之ヲ處理スヘシ。

七. 一本項ハ公表セサルコト)

若夫レ東ニ省ノ政治安定ニ至テハ東ニ省人自身ノ勞

外務省

P.V.M. 23 937

9. カニ付ツラ以テ最善ノ方策ト思考ス。ニ省有カ者ニシテ滿蒙ニ於ケル我特殊地位ヲ尊重シ真面目ニ同地方ニ於ケル政治安定ノ方途ヲ講スルニ於テハ帝國政府ハ適宜之ヲ支持スヘシ。

八. 萬一動亂滿蒙ニ波及シ治安亂レテ同地方ニ於ケル我特殊ノ地位權益ニ對スル侵害起ルノ虞アルニ於テハ其ノ何レノ方面ヨリ來ルヲ問ハズ之ヲ防禦ヲ且外外人安住發展ノ地トシテ保障セラルル様機ヲ逸セス

外務省

P.V.M. 23 938

10. 適當ノ措置ニ出ツルノ覚悟アルヲ要ス。

終リニ東方會議ハ支那南北ノ注意ヲ喚起シタルモノノ如クナルヲ以テ此機ヲ利用シ各征師任ノ上ハ文武各官協力シテ對支諸問題乃至懸案ノ解決ヲ促進スルコトトシ、本會議ヲシテ益々有意義ナラシムルニ努メラレタズ、將又叙上我對支政策實施ノ具體的方法ニ關シテハ各征ニ對シ本大臣ニ於テ別ニ協議ヲ受クル所アルヘシ。

外務省

P.V.M. 23 939

(アジア歴史資料センターHPより)

(注) 第六項の四行目に「經濟發展ニ依リ内安人安住ノ地」とあるが、この「内安人」は「内外人」の誤りである (外務省編『日本外交年表並主要文書』原書房、一九六六年より)